

12月4日～10日は人権週間



人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。

昭和23(1948)年12月10日、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。これは基本的な人権と自由を尊重し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の基準となるものです。

国際連合は12月10日を「人権デー」と定め、法務省と全国人権擁護委員連合会は12月4日～10日を「人権週間」と定めています。

この機会に、家庭、学校、職場、地域社会など、身近なところから人権について考えてみましょう。
☆詳しくは、オンブズパーソン・人権担当へ。

夜間人権ホットライン

弁護士による無料法律相談を電話で行います。

◇日時 12月8日(火)の午後5時～8時

◇ホットライン(相談専用電話) ☎03-6722-0127

☆詳しくは、東京都人権啓発センター☎03-6722-0124へ。

～人権啓発キャッチコピー～ 「誰か」のこと じゃない。

- * 女性の人権を守ろう
- * 子どもの人権を守ろう
- * 高齢者の人権を守ろう
- * 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- * 同和問題(部落差別)を解消しよう
- * アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- * 外国人の人権を尊重しよう
- * HIV感染者などに対する偏見や差別をなくそう
- * ハンセン病患者・元患者、その家族に対する偏見や差別をなくそう
- * 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- * 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- * インターネットによる人権侵害をなくそう
- * 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- * ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- * 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- * 人身取引をなくそう
- * 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

人権パネル展を開催

小・中学生による人権標語などを展示します。

◇日時 12月7日(月)～11日(金)の午前8時30分～午後5時15分(7日は午前10時から、11日は午後4時まで)

◇場所 市役所市民ロビー

☆詳しくは、オンブズパーソン・人権担当、または、教育委員会指導課へ。

常設人権相談所

人権擁護委員による無料相談を行っています(当面、電話相談のみ)。

◇日時 平日(年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

◇電話番号 042-670-6240

☆詳しくは、東京法務局八王子支局☎042-670-6240、または、市役所オンブズパーソン・人権担当へ。

就学援助(新入学準備金)の申請を受け付け

令和3年4月に、お子さんが市立小・中学校に入学予定で、経済的理由で教育費の支出が困難と認められる世帯を対象に、新入学準備金を支給します。下の表のとおり申請をしてください。

なお、中学校入学予定者のうち、既に就学援助を受けている世帯は、申請の必要はありません。

☆詳しくは、学務係へ。

	小学校入学予定者	中学校入学予定者 (就学援助を受けていない世帯)
申請期間	12月1日～1月15日	1月31日まで
支給額	5万1060円	6万円
必要書類	* 申請書(市役所学務係にあり/市ホームページからダウンロードも可/小学校入学予定者は就学時健康診断の案内に同封) * 家賃月額が分かるもの * 振り込み先の口座が確認できるもの * 申請者のマイナンバーが確認できる書類 * 本人確認できる書類(運転免許証など) * 同居している家族の平成31年1月～令和元年12月の収入を証明するもの(新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した世帯は直近3か月分のみでも可) * 収入を証明するものは、2年1月1日現在、市内に居住し、確定申告または市・都民税申告をした方は必要ありません。	